

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和5年12月27日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年1月9日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	5四議 第479号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和5年12月15日(金)		
				会議時間	15時00分～17時35分		
出席委員	委員長	川 渕 誠 司		委員外議員(紹介議員) 上 岡 正			
	副委員長	広 瀬 正 明					
	委員	平 野 正					
	委員	大 西 友 亮					
	委員	上 岡 真 一		欠席委員			
	委員	澤 良 宜 由 美					
その他	委員外議員	寺 尾 真 吾		委員外議員 前 田 和 哉			
	委員外議員	川 村 真 生		委員外議員 山 下 幸 子			
執行部出席者	生涯学習課長	戸 田 裕 介		福祉事務所長 渡 辺 和 博			
	生涯学習課長補佐	安 岡 栄 治		高齢者支援課長 武 内 俊 治			
	生涯学習課長補佐	梶 原 秀 紀		西土佐保健分室長 稲 田 修			
	市民・人権課長	加 用 拓 也					
	市民・人権課長補佐	谷 岡 淳					
	市民・人権課 市民係長	笹 内 真 紀 子					
	市民・人権課 国保係長	白 土 博 子					
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	事務局長補佐	岡 村 む つ み					
記 録							
令和5年12月定例会で付託された議案12件及び請願2件並びに陳情1件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については、以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第14号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、子育て支援拡充の観点から、産前産後期間における妊産婦の国保税を免除することが、地方税法及び地方税法施行令に新たに規定され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容としては、第22条3に出産被保険者等の届け出を、第23条第3項には対象者の範囲、免除期間、免除内容等に係る条文を加える改正を行うものでございます。

詳細につきましては、改正条例の条文及び添付しております議案関係参考資料のほか、条例議案新旧対照表の31ページから33ページをご参照ください。

なお、この条例は令和6年1月1日から施行することとしております。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第15号議案 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用して、コンビニ等の多機能 端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、第18条にコンビニ等により、スマートフォンで印鑑登録証明書の申請及び交付することを可能とする条文を加えるものでございます。

詳細につきましては、改正条例の情報及び添付しております議案関係参考資料の条例し、議案する新旧対照表の34ページをご参照いただければと思っております。

なお、この条例の施行日につきましては、規則で定めることとしております。

【意見：平野委員】

便利になるのはよいが管理を厳重に行ってほしい。

【質疑：大西委員】

詐欺被害等への啓発は考えているか。

【答弁：加用市民・人権課長】

必要に応じて、ホームページ等で広報させていただきたいと考えている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第55号議案 四万十市手数料条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等が、令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日実施予定の本籍地以外の市町村窓口で、戸籍等の交付を可能とする広域交付やオンライン等の行政手続きにおいて、戸籍等の添付を不要とする戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものを行うものでございます。改正内容としては、第2条関係の別表2、広域交付に関する条文の改正と電子証明書提供用識別符号の条文を新設するものでございます。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第16号議案 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

今回の改正は、現在、市立小中学校の再編等による休校施設の利活用を図るため、現行の学校体育施設の開放事業の中に旧校舎の空き教室を加え、利用目的を体育だけでなく、文化を加えた利用を可能として、生涯学習活動しやすい環境づくりを行うもの。また、あわせて現在の学校体育施設開放事業の実態と例規上の差異を解消するため、関係する規定を改めるものでございます。内容としては、文化的活動等利用目的の範囲の拡大、休校舎の教室を対象に追加すること、使用料の算定すること、利用人数の緩和、へき地集会室、プール、相撲場の規定を削除するという内容でございます。

【質疑：平野委員】

利用料金は上がっているか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

利用料金は上がっていない。

【質疑：澤良宜委員】

バンド練習等も可能か。

【答弁：戸田生涯学習課長】

時間帯にもよるが、利用は可能と考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第17号議案 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

今回の改正は、学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例にあわせ、同時に利用することとなる夜間照明施設の条例を改正するもの。また、学校統廃合等による施設名の変更が漏れていたものを、今回これにあわせて改正するものでございます。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート）」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

指定管理者を公募し、応募があった公益財団法人四万十市スポーツ協会を指定するもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、従前の施設の運営及び管理に加え、スポーツの推進も指定管理の業務に含めた内容とするものでございます。

【質疑：上岡委員】

指定管理者の人員が増えるのか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

指定管理の業務にスポーツの推進を加えることで、これまで市の方で主催していた事業等を指定管理者の業務に追加することで、人員が1名増となっている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館）」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

本施設の指定管理者については、これまで同様、株式会社図書館流通センターとし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としている。利用人数も年々増えている状態で、運営内容については問題ないものと判断しております。

【質疑：平野委員】

指定期間を5年としている理由は。

【答弁：戸田生涯学習課長】

本3施設は公募で指定管理者を募集しており、公募施設の方針の中で指定管理期間が5年と定められている。

【質疑：川淵委員長】

直営でやろうという話はなかったか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

今回で丸8年目になるところで、従前よりすごく良くなったというお褒めの言葉をいただいている。同等のことを直営で行うのは難しいと考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館 [中村小学校学童施設を除く。]）」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

本施設については、地域住民のためのコミュニティ施設という範疇で、公の施設の指定管理制度の運用指針に基づき非公募という形で整理している。指定管理者については、玉姫さくら会館管理運営協議会とし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

本施設については、地域住民のためのコミュニティ施設であることから、公の施設の指定管理制度の運用指針に基づき非公募という形で整理している。指定管理者については権谷郷とし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

【質疑：澤良宜委員】

勉強不足で申し訳ないが、何か展示して、利用料を取るような場所ではないということか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

権谷せせらぎ交流館は旧小学校を利用した室で、地域の住民等が農機具等地域の様々なものを集めて展示しており、希望があった場合に、料金設定をした上で見せている。利用料金制をとっており、収入は指定管理の団体に入るようになっている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）」について審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、現在、社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるもの。指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）」について審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、現在、社会福祉法人 西土佐福祉会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することに

ついて、議会の議決を求めるもの。指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第48号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）」について審査を行った。

【説明：渡辺福祉事務所長】

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、現在、社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるもの。指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているおります。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- － 小休 －
- － 正会 －

●次に、請願受理番号第1号「下田地域の高台移転に関する請願」について審査を行った。

まず、紹介議員から説明を受けた。

【説明：上岡 正議員】

下田地域は海が近く、台風時期には川が増水することもある。南海トラフ地震が発生した時には、津波が下田小学校舎を襲うと予想されており、幼い命を守るためにも、下田保育所及び下田小学校の高台移転を早く決めてほしい。

- － 小休 －
- 請願者による補足説明
- － 正会 －

【意見：大西委員】

賛成の立場。高台移転は当たり前のことである。

【意見：廣瀬委員】

移転場所は決まっている。子供たちの安全・保護者の安心が一番である。

【意見：上岡真一委員】

命を守るということは理解できるため、趣旨採択と考えている。

【意見：平野委員】

命を守ることは最も基本的なことだが、直ちには難しいと考える。趣旨採択としたい。

【意見：澤良宜委員】

命を無駄にしたい人はいない。思いはわかるため趣旨採択としたい。

【意見：大西委員】

旧下田中学校が空いている。このタイミングを逃したら高台移転はない。採択するようお願いしたい。

【意見：上岡 正議員（委員外議員・紹介議員）】

下田の対岸の八束保育所も高いところに上げている。行政には公平ということがある。私は命が一番大事だと思っている。

挙手採決の結果、賛成多数で趣旨採択と決した。

●次に、請願受理番号第2号「下田地域の小中一貫校化に関する請願」について審査を行った。

まず、紹介議員から説明を受けた。

【説明：上岡 正議員】

適正規模の学校統合に反対するものではないが、再編計画で統合された3校だけでは、様々な理由で学校に行けなくなった子どもの居場所がなく、不登校が増えると考え。小規模校なら通学できる子どものためにも、下田小学校及び下田中学校は本市にあり続けなければならないと考える。直ちにということではないが、できるだけ早く、下田地域に新しく小中一貫校を作ってほしい。

－ 小休 －

○請願者による補足説明

－ 正会 －

【意見：大西委員】

賛成の立場。大規模校であぶれる子どももいると思う。それが実例としてあるわけだから。小規模校は必要だと思う。

【意見：平野委員】

趣旨は分かるが、こういう問題はもう少し教育委員会のほうで検討してもらったらよいと思う。この問題については、不採択の立場で意見を述べたいと思う。

【意見：上岡真一委員】

教師として、大規模校・小規模校、両方見てきた。小中一貫校は素晴らしい発想で、意見や趣旨は尊重したいと思うが、新しいことで、まだ議員間で議論していない。今以上に勉強できるようにしていきたいと思うが、今回については不採択を進めたいと思っている。

【意見：澤良宜委員】

小中一貫校化の提案が、子どもたちから出ることはすごいことと思うが、中学校の統廃合については、教育委員会が悩みに悩んで出して結果と思う。教育民生常任委員会の行政視察で学んだ中で、違う学校同士が連携しての小中一貫校の形もあった。不登校については違う形で解決していけることもあると思う。今から話し合っていく議題だと思うので、今ここで賛成しますとは言えない。今回は不採択とさせていただく。

【意見：廣瀬委員】

賛成の立場。大規模校で成長する子どももいれば、なじめない子供もいる。小規模校は必要だと思っている。

【意見：上岡 正義員（委員外議員・紹介議員）】

議員間で十分な議論ができてないという意見であれば、継続審査を望むべきと思うが。

【意見：大西委員】

議員間協議ができていないのであれば、私も不採択ではなく、継続審査にするべきと思う。

－ 小休 －

○委員の意見を確認。

－ 正会 －

挙手採決の結果、賛成少数で不採択と決した。

－ 小休 －

○会期時間の延長についてはかる。→異議なし。

－ 正会 －

－ 小休 －

－ 正会 －

－ 休憩 －

－ 正会 －

●次に、陳情受理番号第2号「旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」審査を行った。

本陳情は、下田三地区区長会から提出されたもの。趣旨は、四万十市は子どもたちの意見や権利を尊重すること、及び南海トラフ地震等による津波から命を守り安全を確保するため、下田保育所・小学校を高台に移転すること、並びに、下田小学校・中学校は防災・保育・地域の交流の場等、下田地域において重要な機能を有していることから、同地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることとなっている。

- － 小休 －
- 陳情者より補足説明。
- － 正会 －

【意見：大西委員】

賛同する。反対する理由がない。

【意見：平野委員】

- 1 項目目の子どもの意見については、当然尊重している。
- 2 項目目は直ちに実現は不可能ということで、趣旨採択としている。
- 3 項目目は不採択という結論で私は変わっていない。

【質疑：川淵委員長】

3項目目について、検討も無理か。

【答弁：平野委員】

教育委員会の方で検討してほしいと思う。

- － 小休 －
- － 正会 －

【意見：大西委員】

継続審査もあると思うが。

挙手採決の結果、賛成多数で継続審査と決した。

●事務局より連絡事項

- － 小休 －
- － 正会 －

■委員長報告の作成は正副委員長に一任とし、委員会を終了した。